

養豚経営安定対策支援事業の実施について

1. 事業の概要

国は、平成22年度肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業を所得補償の意味合いの強い養豚経営安定対策事業に見直した。この見直しに伴い、当協会においてもこの事業に取り組み、(独)農畜産業振興機構(以下「機構」という。)、愛媛県の支援を得て、全国一律の保証基準価格の下に県協会に基金を造成し、肉豚の価格低落時には補てん金を交付してきたところですが、平成23年度から国は、機構において基金を管理し、機構から生産者に直接補てん金を交付する「直接交付方式」にこの事業を見直しました。

このため、当協会では、愛媛県からの生産者負担金に対する助成を受けて、出来るだけ多くの生産者の皆様がこの事業に参加できるよう、事業内容の周知徹底、愛媛県からの生産者負担金に対する補助金の交付、制度加入者に対する事務支援などを行う養豚経営安定対策支援事業を実施することに致しました。

2. 事業内容

(1) 事業説明会等の開催

愛媛県・関係生産者団体等との連携の下に、国の定める「養豚経営安定対策事業実施要綱」に基づく事業説明会等を開催し、事業の趣旨、内容等について広く県内養豚生産者に周知を図ります。

(2) 生産者負担金に対する助成措置

愛媛県が実施する肉豚価格安定事業の事業実施主体として、養豚経営安定対策事業に参加する県内養豚生産者に対し、生産者負担金の軽減を図るため補助金を交付する。

但し、補助率は機構の定める生産者負担金(平成23年度 580円/1頭当たり)の1/3以内です。

(3) 事務補助等生産者に対する支援

直接交付方式では、申請等事務については生産者自らが実施することが原則ですが、事業を円滑・適正に実施するために県協会に申請等事務を委託して行うことができます。

このため、当協会では、この事業参加者から申請等に係る事務支援を受託することとし、事業に参加するための事業参加申込書、肉豚の販売報告書、補助金交付申請の作成、機構への事業関係書類の送付等、一連の事務支援を行うことにしています。

なお、当協会との申請等事務に係る事務委託契約については、これまで通りお近くの農協等に事務再委託先としてお世話を頂くことに致しておりますので、お問い合わせください。

(4) その他

平成23年度養豚経営安定対策事業の内容については、直接交付方式への移行により補てん金の交付方法や事業実施期間(6カ年間)に変更がありましたが、保証基準価格、生産者負担金の額、基金造成のための拠出割合や補てん割合、補てん金の算出法等は平成22年度と変更はありません。

なお、機構への生産者負担金の納付に当たっては、愛媛県から補助金を受けてから一括機構へ納付する必要がありますので、これまで通り期日までに農協等事務再委託先を通じて当協会に納付頂きますようお願いします。